アスベスト分析ラウンドロビンテスト委員会 会則

（名称）
第1条 本会は、アスベスト分析ラウンドロビンテスト委員会と称する。
英語名：Asbestos Analysis Round Robin Committee (ARRC)

（事務所）
第2条 本会の事務所は、東京都千代田区神田神保町2-2-31に設置する。

（目的）
第3条 本会は、アスベスト分析業界の健全な発展を目的として、2025年1月23日に設立する。

（活動・事業の種類）
第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の教育・啓発活動及び自主的なアスベスト分析機関間技能試験プログラム事業を実施する。
① アスベスト分析業界の適切な発展の教育・啓発活動
② アスベスト分析機関の品質向上の教育・啓発活動
③ ラウンドロビンテスト用の実建材サンプルと粉じんサンプルの確保
④ ラウンドロビンテストの実施と分析結果の評価の実施
⑤ アスベスト分析機関間技能試験プログラムの構築
⑥ その他、目的の達成に必要な活動

（事業年度）
第5条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

（会員）
第6条 本会の会員は、次のとおりとする。
① 正会員は、この会の目的に賛同し入会した分析機関の団体、または研究・教育機関等の個人とする。
② 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した分析機関以外の団体、個人とする。
③ 賛助会員は、次の３種類とする。
1) 普通賛助会員：アスベスト分析機関についての情報に関心がある民間企業等で、本協会の趣旨を理解し、賛助する会員
2) 特別賛助会員：本協会の事業運営について本会が協力を依頼した団体又は個人の賛助会員
3) 自治体賛助会員：自治体（部署等の単位を含む組織）の賛助会員

（入会）
第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。

（入会金・年会費）
第8条 入会申込者は、入会承認の通知を受け取った日から30日以内に、細則において別に定める入会金全額を本委員会の指定する金融機関の口座に振り込み納入しなければならない。
2 会員は、細則において別に定める会費年額の全額を当該事業年度の５月31日までに、本協会の指定する金融機関の口座に振り込んで納入しなければならない。

（退会）
第9条 会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することができる。
2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
① 会費を1年以上納入しないとき。
② 個人正会員または個人賛助会員が死亡したとき。

（除名）
第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
① この会則その他の規則に違反したとき。
② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（役員）
第11条 本会に次の役員を置く。
① 会長 1名
② 副会長 1名
③ 監査役 1名（監査役は会員から選び、他の役員の兼任はできない。）
④ ラウンドロビンテスト委員会委員長 1名
⑤ ラウンドロビンテスト委員会副委員長 1名
⑥ 各運営部会長 各1名、副部会長 各1名
⑦ 事務局長 1名、事務局次長 1名
2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員会）
第12条 役員会は役員を持って構成する。
2 役員会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、会員入会承認、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（職務）
第13条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
3 監査役は、会の業務運営および財産運用管理の状況を監査する。
4 ラウンドロビンテスト委員会委員長は、委員会の技術的な側面を統括する。
5 ラウンドロビンテスト委員会副委員長は、委員長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
6 各運営部会長は、副部会長と共に、各運営部会を代表し、その業務を統括する。
7 事務局長は、事務局次長と共に、本会の事務、経理及び、会員管理の業務を統括する。

（解任）
第14条 役員が次に該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（ラウンドロビンテスト委員会）
第15条 本会に個体または粉じんのアスベストサンプルの分析技能試験に係る意思決定を行うラウンドロビンテスト委員会を置く。
2 ラウンドロビンテスト委員会は、次のメンバーで構成される。
① 委員長 学識経験者、行政専門技術職員 1名
② 副委員長 学識経験者、行政専門技術職員 1名
③ 委員 学識経験者、行政専門技術職員、業界団体専門技術職員 定員5名
④ 各運営部会長
⑤ 事務局長
⑥ オブザーバー 関連団体または関連機関の代表または専門技術職員
⑦ アドバイザー 学識経験者
3 ラウンドロビンテスト委員会は、年間１から４回開催する。

（運営部会）
第16条 本会に係わる次のタスクを機能的に運営する４つの部会を置く。
① 試料採取保管部会
② 試料送付・結果まとめ部会
③ 適正試料分析・評価フィードバック部会
④ 広報部会
2 各部会の活動内容は、細則において別に定める。
3 各部会は部会長と副部会長及び複数名の正会員の個人メンバーから構成される。
4 １期目（2025年1月23日から3月31日まで）、２期目（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の部会の部会長と副部会長及び構成メンバーは、本会設立準備会メンバーの内、本会運営に係わる意志のある個人とする。
5 ３期目（2026年4月1日）以降は、広く正会員から募集し、申込書と各運営部会メンバー2名からの推薦状とを本会事務局に提出する。
6 各運営部会で推薦者を審議し、承認する。
7 各運営部会の部会長と副部会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務局）
第17条 本会の会議日程調整、経理、会計、会員入退会、契約書等の管理を行うため、事務局を置く。

（事業報告書及び決算）
第18条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（総会）
第19条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 会則の変更
(2) 解散
(3) 事業の変更
(4) 事業報告及び収支決算
(5) 役員の選任又は解任
(6) その他会の運営に関する重要事項
3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議決）
第20条 総会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決する。

（議事録）
第21条 本会の総会の議事については、議事録を作成する。

（委任）
第22条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）
第23条 この会則は、総会において、出席正会員の過半数以上の承認がなければ変更できない。

附則
1 この会則は、2025年1月23日から施行する。